

有料道路の障害者割引制度が変わりました

これまで手帳を持っている対象者1人につき、事前登録した自家用車1台のみが割引の対象でしたが、事前登録がない自動車でも割引が適用されるようになりました。

また、ETCの登録や変更などを行う場合に限り、オンラインで申請ができるようになりました。



区域内に引き続き3ヵ月以上住んでいる
申請（出国時申請）

市同研・同和教育研究協議会 (市同研) 会員募集

市同研では、学校・地域・行政が一体となって、人権・同和問題の解消に向け、研修会開催や作文集発行などの啓発活動を行っています。身

行動することが、一人一人が尊重される人権社会の実現につながります。市同研会員の輪を広げ、みんなで大輪の人権の花を咲かせましょう。

● 申請方法 次のいずれかの方法

- ◇国外転出時に市区町村の窓口で申請
- ◇問い合わせ先
- ◇制度の案内
- ◇申請先
- ◇福祉サービス課障がい福祉担当 (580) 1852
- FAX (573) 8083

● 投票方法

- ◇在外公館投票（大使館や総領事館で投票）
- ◇郵便投票（登録されている市町村の選挙管理委員会に郵送）
- ◇日本国内での投票（一時帰国したときなどに、国内の投票制度を利用）

● 年会費

◇市民部会（市民・企業・団体）

800円

◇学校部会（市小中学校教職員）

1300円

◇行政部会（市職員）

1300円

◇申込方法 申込用紙（ホームページでダウンロードまたは申込先で配付）に年会費を添えて提出

申込先

◇市民部会・行政部会
人権男女共同参画課

(580) 1840

◇学校部会

教育支援課 (580) 1877

◇問い合わせ先

市同研事務局（教育振興課内）
(580) 1991

在外選挙制度

海外から日本に、あなたの一票を

外国に住んでいる人の一票が国政に生かされる、それが「在外選挙」です。家族・友人などで資格のある人がいれば知らせてください。

● 重度の障がいがある人がタクシーを利用する場合など

● 割引の利用方法 初めて本割引を受ける場合は、事前に申請が必要です。すでに本割引を利用中の人が（手帳に割引シールが貼付されている人）は、今回の制度の見直しに伴う手続きは必要ありません。

※必要書類や利用までの流れなど、詳しくは「NEXCO西日本」または「有料道路における障害者割引制度のオンライン申請」のホームページを確認してください。

登録資格

次全てに当てはまる人

● 登録資格 次の全てに当てはまる人

● 在外選挙人証 国内の最終住所地（平成6年5月1日以降に国内に住所を有したことない人は本籍地）の選挙管理委員会から交付

● 問い合わせ先

市選挙管理委員会

(580) 1957

● 出国時申請の場合

- ◇国内の最終住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されている
- ◇在外公館申請の場合
- ◇住所を管轄する在外公館の管轄



● 事前登録がない自動車で割引が適用される例

- ◇自家用車を持っていない人が知人の車やレンタカーを利用する場合
- ◇重度の障がいがある人がタクシーを利用する場合など
- ◇割引の利用方法 初めて本割引を受ける場合は、事前に申請が必要です。すでに本割引を利用中の人が（手帳に割引シールが貼付されている人）は、今回の制度の見直しに伴う手続きは必要ありません。

● 事前登録がない自動車で割引が適用される例

- ◇自家用車を持っていない人が知人の車やレンタカーを利用する場合
- ◇重度の障がいがある人がタクシーを利用する場合など
- ◇割引の利用方法 初めて本割引を受ける場合は、事前に申請が必要です。すでに本割引を利用中の人が（手帳に割引シールが貼付されている人）は、今回の制度の見直しに伴う手続きは必要ありません。

● 事前登録がない自動車で割引が適用される例

- ◇自家用車を持っていない人が知人の車やレンタカーを利用する場合
- ◇重度の障がいがある人がタクシーを利用する場合など
- ◇割引の利用方法 初めて本割引を受ける場合は、事前に申請が必要です。すでに本割引を利用中の人が（手帳に割引シールが貼付されている人）は、今回の制度の見直しに伴う手続きは必要ありません。

● 事前登録がない自動車で割引が適用される例

- ◇自家用車を持っていない人が知人の車やレンタカーを利用する場合
- ◇重度の障がいがある人がタクシーを利用する場合など
- ◇割引の利用方法 初めて本割引を受ける場合は、事前に申請が必要です。すでに本割引を利用中の人が（手帳に割引シールが貼付されている人）は、今回の制度の見直しに伴う手続きは必要ありません。

● 事前登録がない自動車で割引が適用される例

- ◇自家用車を持っていない人が知人の車やレンタカーを利用する場合
- ◇重度の障がいがある人がタクシーを利用する場合など
- ◇割引の利用方法 初めて本割引を受ける場合は、事前に申請が必要です。すでに本割引を利用中の人が（手帳に割引シールが貼付されている人）は、今回の制度の見直しに伴う手続きは必要ありません。

● 事前登録がない自動車で割引が適用される例

- ◇自家用車を持っていない人が知人の車やレンタカーを利用する場合
- ◇重度の障がいがある人がタクシーを利用する場合など
- ◇割引の利用方法 初めて本割引を受ける場合は、事前に申請が必要です。すでに本割引を利用中の人が（手帳に割引シールが貼付されている人）は、今回の制度の見直しに伴う手続きは必要ありません。